

香川県立図書館条例

(平成 5 年 12 月 22 日条例第 36 号)

(設置)

第 1 条 県民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定に基づき、香川県立図書館を高松市に設置する。

(委任)

第 2 条 香川県立図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 6 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。